

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法(1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小沢, 隆一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008680

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法（一）

小沢隆一

はじめに

- 一、検討の視角（以上本号）
- 二、戦後日本における社会的・政治的「統合」の様式とその変容
- 三、国家・社会の大変動と改憲問題

はじめに

ところもあったので、新たに稿を起すことにより、報告の趣旨を敷衍することにした。

そのような事情をもつ本稿のタイトルは、前記合宿での報告タイトルをそのまま使用しているが、あくまでも私個人の「研究ノート」として執筆したものである。

私は、民主主義科学者協会法律部会（以下民科法律部会と略）の春季合宿の際（二〇〇一年三月三〇日）に、同学会の今年度學術総会全体シンポジウム企画の趣旨説明に関する報告を行った。短時間の報告で意を尽くせぬところや考えを煮詰めきれず臨んだ

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法

一 検討の視角―「社会的・政治的統合の変容」ということ

(1) 「一九九〇年代」論

一九九〇年代の日本が社会と政治の変動期である(あった)というとならえ方は、広く様々に語られてきている。ただし、「変動」の意味、そのとならえ方については、対立する意味合いをも含んで論じられている。

例えば、一九九〇年代をもって「失われた一〇年」⁽¹⁾とする理解がある。これは、バブル崩壊以降の一〇年間の日本経済の低迷の原因を「バブルを起こした過大な金融緩和とバブル潰しのための急激な金融引き締めという金融政策の失敗」に求める。それはまた、「構造改革自体はまったく正しく、必要な政策である」という観点から、「金融的ショックによって生じた不況によって、九〇年代には、構造改革どころか、ますます経済構造を硬直化するような政策が行われている」と状況診断を下し、「大胆な規制緩和によって、経済のあらゆる分野での生産性を高めなければならぬ」と主張していた。⁽²⁾ いわゆる「九〇年代不況」の原因をバブル崩壊とその事後処理の誤りに求め、経済・金融・財政等の「構造改革」、そのための規制緩和政策の一層の推進を打開策の柱に

する考え方である。一九九九年二月二十六日の経済戦略会議の最終報告「日本経済再生のシナリオ」などもこの考え方の表明であるといえよう。⁽³⁾ 小泉内閣の「構造改革」路線もこの延長線上にある。

他方、このような「失われた一〇年」論に対しては、「現在の日本の危機は単なる金融政策の危機ではなく、それに政治が適切に対処できていないという危機にとどまるものでも実はない、それは同時に、世界的な文明の危機をも背景として展開している全面的な危機の一環」⁽⁴⁾である、というとならえ方が対置されたりもしている。こちらの考え方によれば、「構造改革」や「規制緩和」政策の下敷きとなっている「メガ・コンペティション」や「ビッグ・バン」などは「夢語り」であるとして、「バブル崩壊と経済政策の失敗を取り繕う方便」と評価される。今後に予想される社会的リスクは、インターネット取引による新しい格差の発生と拡大、福祉国家体制の機能不全、国際的国内的金融市場の不安定化などであると診断され、「安易なグローバルイズムへの追随は危険だ」と警鐘がならされ、「制度改革は、セーフティ・ネットを起点としたその固有の制度やルールの体系的性を無視して行っても、決して成功しない」と主張される。⁽⁵⁾

厳密に検討すれば、他にも違った角度からの、そしてさまざまなニュアンスの「九〇年代」論がありえよう。⁽⁶⁾しかし、「一九九〇年代はいかなる時代か」という議論に、ここではこれ以上深入りしない。私自身の分析は、拙著『現代日本の法』で不十分ではあるが示した。とりあえず提示した前述の二つの「九〇年代」論をあえて比べるとすれば、後者の方が状況のよりトータルな把握にせまる認識であると思われるが、いずれにせよ、一九九〇年代あるいはそれに先行する一九八〇年代は、やはり時代の一つの「転機」であり（そのもつ「意味」はこれからの数年間の状況の帰趨によっており、なお流動的であるが）、そうであるがゆえに、このように明確に異なる状況把握が生まれてきているといえよう。すなわち、一九九〇年代からこの方は、時代の大きな「岐路」なのである。こうした一九九〇年代以降の変容、様々な「改革」の名でそれが推進され、そしてその先には憲法「改正」まで準備されているという日本の法・政治・社会の状況を、「国家（政治）」と「社会」の大変動とつかまえ、その全体の把握につとめ、その意味を明らかにすること、そして必要な場合には別の構想をも提示することは、今日の法学のみならず社会科学全体にとっての重要な課題であると思われる。⁽⁷⁾

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法

(2) 視点①—「社会」と「国家」の接続・相互連関

歴史の変動期・岐路としての「九〇年代」における『社会的』・『政治的』統合の変容を分析するという視角は、「社会」と「国家」ないし「政治」が接続し、相互連関の関係にあるものとしてとらえることを含んでいる。この接続、連関の現代的ありようの分析こそが、「九〇年代」の歴史的位位置の解明にとって重要である。以下、いくつかの側面から、このことの意味を検討する。

(ア) グローバル「経済」と「国家」

一九九〇年代の「時代の言葉」ともいえる「グローバルゼーション」ないし「グローバル化」は、とりわけ、「経済」の世界で顕著な現象を確認できる動きであり、国際的なモノとサービスの貿易ならびに金融の「市場」の構造の大きな変容をもたらしている。この間の「国家」ないし「政治」の領域における変容は、この「経済」の世界における状況変化に大きく規定されている。⁽⁸⁾それは、国民経済・国民国家の黄昏とか主権国家体制の動揺という形で表現され、たしかにそのような傾向ないし特徴がないわけではない。もっとも、この「規定」関係は、「グローバル化」する経済が主権国家の「敷居」をひたすら低くし、その権力行使や政策

の力を弱める方向でのみ作用しているとするべきではない。経済のグローバル化の主要な牽引役である多国籍企業や国際金融資本は、主権国家の国境を巧みに利用しつつ、かつ本国の金融・財政・通商政策に依拠しつつ、また進出先国家の主権の発動としての「市場開放」という形態の「保護」などにも頼りながら、その利害を貫徹しようとしているのである。たしかに、こうした経済のグローバル化は、主権国家が単独でその意思と政策を貫こうとすると、抗しがたい圧倒的な「制約」となって立ち現れてくるが、それは主権国家間の階層的編成を(それゆえに矛盾も)含んだ相互依存的・協調的關係の形成を促すものではあっても、国家とその主権の無化ないし消滅を意味するものでは決してない。⁽⁹⁾

(4) 「社会」の構造的把握—「経済」・「社会」・「国家」・「法」の相互連関

「社会」と「国家」ないし「政治」の連接、相互連関を見据える場合、実は、そもそも「社会」なるものをどのようにとらえるかが、重要な論点となりうる。

一九九六年民科法律部会の学術総会において基調報告をした笹倉秀夫は、民科法律部会の理論活動を総括するという文脈で、「旧現代法論」における「N」討議資料」に見られる「経済決定

論ないし階級闘争還元論の傾向によって、経済の論理、支配階級の論理がストレイトに国家と法を規定するという仕方では経済・国家・法を一元的に捉え(る)方法を批判し、「経済と法との關係を考える場合には、両者を媒介しあるいは独自の形で経済と法に作用する(人々の社会關係、生活態様、イデオロギー・文化、企業の活動態様、政治行動)など、市民社会の諸事象と、それらに対応して複雑な動きを見せる国家作用とを押さえる必要がある」(傍点は引用者)と指摘している。また、それとの対比で、「新現代法論」における「国家政策の前提となり、また国家政策に一定の形態を付与するのに基本的な重要性をもつ『社会』の構造の検討(傍点は引用者)の重視に着目し、これにより「旧現代法論を越えることが追求された」と位置づける。⁽¹⁰⁾

この笹倉のいう「市民社会の諸事象」をより整理した形で提起したのが、一九九八年民科法律部会の学術総会における総論報告を担当した吉田克己の「現代市民社会」論であるといえよう。

吉田は、その著書『現代市民社会と民法学』のなかで「三つの『市民社会』概念」を区別・整理してみせる。すなわち、①「アリストテレス以来傳承され、およそ一八世紀半ばにいたるまで通用した古い言語伝統において」理解されてきた、「(政治)社会」、

「支配団体としての市民共同体とその公的 \parallel 政治的組織つまり
〈共同組織 \parallel 国家〉」（レス・プブリカ）という意味での「市民
社会」を「政治共同体としての市民社会」（吉田の命名によれば
「市民社会 β 」）、②「一九世紀初頭にはじまる新しい用法」とし
て「人格および所有権の自由という原理によって物に対する経済
的支配だけが承認されるような『脱国家的脱政治的な領域』であ
る」というヘーゲル・マルクスの用法としての「経済社会とし
ての市民社会」、ないし「ブルジョワ社会あるいは市場経済社会
としての市民社会」（同じく「市民社会 α 」）、③ハーバーマスが
「ツイヴィル・ゲゼルシャフト」（Zivilgesellschaft）と呼び、
「自由な意思に基づく非国家的・非経済的な結合関係」と性格づ
けたところの「市民社会 γ 」がそれである⁽¹¹⁾。

この α ・ β ・ γ の「市民社会」概念は、吉田によれば、「あれ
かこれかの相互排斥的なものと見るべきでなく」、「全体として現
実に対する批判原理として相互補完的な役割を果たしうるもの」
とされる。そして、「おおまかに図式化すれば」として、市民社
会 α は市場、 β は国家、 γ は公共圏に対応するものとされる⁽¹²⁾。

吉田の「現代市民社会」論の意義を本稿の観点から特定させて
もらえば、それは、市民社会 γ の析出と、その構造把握にある

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法

と云ってよからう。吉田自身も、「『市民社会 γ 』の重要性は、
近代市民社会から現代市民社会への構造変容のなかでますます顕
著なものになっている」と述べている⁽¹³⁾。「市民社会 γ 」は、それ
が対応するとされる「公共圏」、すなわち「市民的公共圏」の構
造にも規定されてか、その内包と外延をいささか捉えがたい概念
ではある。とはいえ、吉田が語る第二次大戦後の高度成長期を経
た成熟期としての「現代市民社会II」の段階における「生活世界
レベルでの法的空間の拡大」⁽¹⁴⁾、「豊かな社会」化、「消費社会」化、
「生活の社会化」、「生活の商品化」⁽¹⁵⁾などは、この「市民的公共圏」
の現代的な特質を（ハーバーマスの場合はこれらによる「市民的
公共圏」の構造の「変動」として表現されたが）表している。い
ずれにせよ、この「市民的公共圏」とその構造への着目、それに
よる「社会」の捉え直し、さらにはそれによる「国家・社会・個
人」ないしは「国家・法・政治・社会・経済」の関係構造の再把
握こそが、笹倉が提起した『市民社会の諸事象』を押さえるこ
と「の本来の趣旨であったといえよう」。

本稿での「社会」の構造的把握、「経済」・「社会」・「国家」
・「法」の相互連関という視角は、笹倉や吉田によるこれらの仕
事を受けて、この「社会」の構造の具体的把握に進もうという視

点を前提としている。

(ウ) フランスの場合

とはいえ、現代日本の『社会』の構造」、とりわけその「具体的構造」の把握ということは、言うは易いが行うは難い代物である。構造の分析は、それこそ具体的にを行わなければならない。このことは、二、三での検討に委ねたい。以下では、私が『社会』の構造』の把握という課題でイメージしているものを「具象」するための素材として、フランスの事例を取り上げてみたい。

フランスは、周知のように、「大革命」以来「国家」ないし「政治」の主導性の強い「国柄」をもつ国とされてきた。例えば、J・J・ルソーやジャコバン派の名は、「(一般意思の表明として)の法律」⁽¹⁶⁾「国家」⁽¹⁶⁾「中央政府」中心主義の別名として表象されてきたし、重商主義時代のコルベール主義(*colbertisme*)以来の国家主導の伝統の表現として「ディリジスム」(*dirigisme*)があり、現代における「福祉国家」のフランス的呼称である「エタ・プロヴィダンス」(*Etat providence*)なども、「神佑をもたらす国家」という謂が込められている。

フランスという国は、このように、その「国家」性の強さによる特徴づけに事欠かないが、しかしながら、この強い「国家」性

に対抗する「社会」ないし「社会」性も同時に培ってきた国であるといえる。「国家中心」的、「政治主導」的性の強い社会であるにもかかわらず、否だからこそ、それに対抗するしたたかな「社会」というものを育ててきたのである。例えば、戦後のフランスにおける(老齢)年金や医療保障は、社会保険のシステムによって整備されてきた。この社会保障⁽¹⁷⁾保険制度は、労使の当事者による自治的管理による運営を特徴としてきた。この「当事者(管理)原則」(*paritarisme*)は、現在、社会保障⁽¹⁷⁾保険財政の「租税化」(*fiscalisation*)もあって変容しつつあるとはいえ、なおフランスの社会保障システムの根強い「伝統」であり続けている⁽¹⁸⁾。また、「デモ・スト社会」ともいわれるように、労働者(失業者を含む)・農民・市民・学生等が市民社会において発揮する「直接行動」の政治的パフォーマンスの高さは、「政府」の(立法や財政支出などによる)対応・決定が「経済」や「社会」に大きなインパクトをもっているということを前提として、それら「直接行動」が「政府」の対応・譲歩を引き出すことへの「期待値」の高さの現れと見ることができよう⁽¹⁹⁾。ここでは、均等ではないにせよ、「社会」の力と「国家」の力とが対峙・拮抗する場が存在する。フランスの「国家中心」的、「政治主導」的性は、こう

した「社会」による補完・拮抗の関係を無視しては、その意味を捉えることができない。

こうした「社会」のありようを容・解体させる圧力を、新自由主義的「改革」はもっている。フランスの社会学者P・ブルデューは、その著書『市場独裁主義批判』のなかで、「ネオ・リベラリズム」を評して次のように述べている。

「最大の成長、したがって生産性と競争力が人間の活動の唯一最終の目標である、ということになります。経済的な力には抵抗できない、ということになります。さらに、経済のすべての前提を基礎付ける前提として、経済的なもの *l'économique* と社会的なもの *le social* がラディカルに切断されます。後者は脇に除かれ、ゴミのように社会学者の足元に棄てられます」⁽²⁰⁾。

また、「反・新自由主義」の運動を進める労働者にバイブルのように読まれ、ベストセラーとなったV・フォレストルの『経済の恐怖』も、「社会」と「政治」を圧倒する新自由主義的「経済」を批判する書であるといえる。⁽²¹⁾

あるいは、社会主義インター第二回パリ大会（一九九九年一月）が大会宣言として発表した「グローバル化の挑戦」（いわゆる「パリ宣言」）なども、情報・経済・貿易・金融の「グロー

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法

バル化」のなかで「市場『経済』を推進しなければならない」と述べつつも、この「市場」が「社会」全体を覆い尽くすようなあり方に対しては、「市場『社会』では、共存、自由、団結の精神が支配する公共領域と公共精神を破壊する個人主義が広がる危険性がある」として、「我々は、市場にそれが与えうるもの以上のものを要求しない。……市場の限界を越える自由と平等の機会の社会における共存を保証することは、政治的任務である」と述べている。⁽²²⁾

フランスでは、近年、新自由主義の分析・批判をテーマとする研究書の刊行が続いている。その際の、キーワードは「社会」(social)、「社会的絆」(lien sociale)、「社会的結合」(cohésion sociale) などである。

①フィリップ・オーヴェルニオン他編『社会から試される国家』(L'État à l'épreuve du social)

例えば、一九九八年に公刊されたフィリップ・オーヴェルニオンらの編集による『社会から試される国家』(L'État à l'épreuve du social) というタイトルの論文集がある。同書は、「ヨーロッパ構築の追求と経済の国際化の深化」という情勢の下での高水準の失業率による緊張と紛争の新しい形態の出現により「国家・社

会 (société) ・個人の関係の危機」の時代が二〇世紀末におとずれている、という問題意識を冒頭で示す。そこでは、「国家は、富と貧困の共存が日常の関係に深く根を下ろした社会 (société) の矛盾をもはや解決することができないように見える」とも語られている。周知のように新自由主義イデオロギーは、この間、社会問題の解決は国家の使命であるとする「社会国家」(État social) や「福祉国家」(État providence) の理念に対して挑戦してきた。そこから、「国家と社会 (État et sociale) の関係の真の批判的検討」が求められることになる。ここでは、本書の内容を子細に検討することはできないが、本稿での議論と関連する所収論文に光を当ててみたい。それは、ドミニク・メダによる「国家と社会の関係を再定義する (Redéfinir)」というタイトルの論文である。⁽²⁸⁾

この論文は、「国家―社会」関係把握の歴史の変遷の検討を通して、本稿が問題としている「社会」ないし「社会的なるもの」(le social) の輪郭、それを問うことの意義について有益な示唆を与えてくれている。以下、その論旨を要約する。

まず、「国家と社会」について。福祉国家によって掌握される社会領域の拡大は、「個人の孤立化 (isolement des individus)」

とセットであるとする。すなわち、この「拡大」は、中間団体 (corps intermédiaires) の解体、国家による給付への個人の依存を生み出すとされる。

次に「社会 (Social) と経済 (économique)」について。第二次大戦後、経済と社会、すなわち富の増大・配分と保護のそれとが収斂した。しかし、八〇年代末頃から経済と社会は新たに分離し始めている。経済は「個人主義的」(individualiste) ないし「契約主義的」(contractualiste) であり、「ゲゼルシャフト」(Gesellschaft) として把握された社会は、経済的取引の帰結であり、そこでは、諸個人の総体がお互いに生産物を取り引きしている。

第三に「ゲゼルシャフト (Gesellschaft) とゲマインシャフト (Gemeinschaft)」について。一九世紀のドイツでは、「市民社会」(société civile) としての「ゲゼルシャフト」とは別に、ヘーゲルがギリシャの伝統に依拠して「政治的共同体」(communauté politique) と呼んだものが析出された。これによって国家は、「民族」(nation) や「市民社会」とは異なるその基礎を「社会」(société) に見出すことになる。共同体は、全体的なものであり、「経済的絆」(lien économique) よりもより実質的な絆、すなわ

ち「政治的絆」(lien politique) をもつ社会 (société) である。

第四に、それでは「共同体」(communauté) とはいかなるものか。「新しい共同体」(nouvelle Communauté) の定義が必要になってきている。どうのも「ゲゼルシャフト」はもはや「社会的絆」(lien social) をつくり出さず、「ゲマインシャフト」に戻ることもできない。「ゲゼルシャフトと階層的な共同体の間の第三の道 (troisième voie)」をちがすことが求められており、それは、「社会の新しい政治的表象 (représentation politique)」であり、社会の介入を根拠づけるのは、「社会的結合」(cohesion sociale) である、ということである。

第五に、「社会」(société) についての我々の概念を再考する必要がある。最近、(社会的) 分断 (fractures) の縮減や(社会的) 排除(exclusion)との闘いが求められ、「社会的結合」や「社会的絆」が多く語られているが、しかし、こうした結合的活動を可能にする「社会の表象 (représentation de la société)」については、ほとんど言及されない。「ゲゼルシャフト」的な「社会の表象」に依拠するかぎり、富は取引のみから生まれるものとなれ、国家の「結合」的な介入は、「保護」(assistance) ないし「保険 (assurance)」の保障を維持するという理念に依拠するは

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法

かない。しかし、「社会 (société) におけるよき生活の増進は、経済 (économique) が富の生産の唯一の領域であるとの考え方の転換を、おそらく求めている」。そこでは、「社会的富」(richesse sociale) とは、「個人の発達 (développement)」、政治・平和・暴力の廃絶に関わるその能力(capacité)などの直接的には計測できない要素をも統合したものである、とされる。

最後に、「媒介の審級としての社会の優位性 (la primauté du social comme instance de médiation)」について。マルクスにとっては、経済は常に切り札であった。「栄光の三〇年」すなわち戦後の高度成長期の「社会民主主義」の時代でも、国家の介入は、生産関係の組織ないし加工で十分とされてきた。しかし、「社会国家」(Etat social) の本質は、保護の配分のみにかぎられず、「再生産の全体的メカニズムの維持」にある。すなわち、「社会的絆の維持の調整」にある。従来は、富の生産のみが生産の領域とされ、政治の領域と区別されてきたが、ヘーゲルからハンナ・アレントをへてハーバーマスに至る伝統にあっては、「社会的富」(richesse sociale) はより広く、「経済」に対して第一義的な意義を有する。「社会的絆は、単なる経済的絆よりも広いものである」。

この論文の結論部分は、次のように結んでいる。「以上のような考え方は、本来の経済の領域とは別に、(地方の民主主義、参加、媒介の新しい絆を組織する)といった(非金銭的な)政治固有の領域を確認することを意味する。国家の任務は、生産の増大を保障することだけではなく、社会の安定を保障することでもあり、その本質的な任務は、諸個人がそのアイデンティティを、すなわち各人が、生産活動：(広義の)個人的文化的活動、参加の政治的活動：家族や親密圏の私的な活動などからなる活動の全範囲にアクセスする能力(capacités)を見出す諸々の場(lieux)の共存と完全な情報を、増進することである。このような考え方のもとでは、最広義の社会(Société)(よき社会 la bonne société)という意味での「社会的なるもの」(le social)こそが第一義的なものであり、国家は、その第一の任務をこの「社会的なるもの」の保存に見出し、経済活動は、限定的な地位に置かれる⁽²⁵⁾。

このメダの論文における「国家と社会」、「経済と社会」、「市民社会(ゲゼルシャフト)と共同体(ゲマインシャフト)」、「社会の新しい政治的表象」としての「社会的結合」、「社会的絆」などの諸カテゴリーの分析と整理は、吉田克己による「市民社会 α ・ β ・ γ 」と同様に、「社会」ないし「社会的なるもの」の多面的

な姿を示しており、大いに参考になる。

② ミッシェル・ボルジュット ロベール・ラフォール『社会的共和国(La République sociale) フランスにおける民主主義問題の研究への寄与』

二人の社会保障法学者の筆による本書をある書評は次のように紹介している。新自由主義の影響によって社会(social)がしめるべき位置がゆらぎ、社会民主主義原理の有効性への信頼が危機に瀕する中で本書の出版は、「一つの事件(événement)であり、励まし(reconfort)である」⁽²⁶⁾。

戦後のフランス憲法、すなわち第四共和制と第五共和制の憲法がいずれも盛り込んでいる「社会的共和国」という言葉にこだわりの、その思想的淵源をたどり、その理念に基づいて形成された法的枠組みを確認し、その見直しが叫ばれている現状を整理する本書は、それらを通じて「社会的なるもの」(le social)が民主主義の基本問題であることの現時点での存在証明の書ともいえる内容となっている。

「社会民主主義」(social-démocratie)のフランス的表現である「社会的共和国」の理念は、一九四五―一六年から七〇年代にかけての「栄光の三〇年」すなわち高度成長期以後、危機(crise)

にさらされている。「社会的共和国」への批判は、「自由主義派」(libéraux)からのものと、「左翼運動」からのものがある。前者は、「社会的共和国」の経済的・社会的非効率率、「無責任化」、社会保険料や租税の上昇、自由の侵害を問題とする。一方、後者は、「現実の不平等の増大、すべての人間に認められた基本的権利への無理解、二層社会 (société duale) の拡大、一九四五—六年に創設された約束の弱体化と結びついた社会的絆 (lien social) の衰退」⁽²⁷⁾などをやり玉に挙げる。ここにも、「社会」という言葉をめぐる自由主義派と左派の抜き差しならない対立がほの見える。

「社会的共和国」に対して批判が突きつけられるようになった時期は、「新しい社会問題」(nouvelle question sociale)が顕在化した時期であった。一九世紀から二〇世紀にかけての「社会的なるもの」(le social)ないし「社会問題」は、「職業上の地位と結びついた支配と搾取の現象から生まれた」。すなわち、「それらは、リスクに対する保護または死活的な需要の充足のための措置として、そして、集団や団体の代表の審級を通じて政治的共同体への統合の手段として創設されており、諸個人は、本質的に社会職業的基準 (critères socioprofessionnels) によって創設された集団帰属 (groupes d'appartenance) に基⁽²⁸⁾づくものとされた」。

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法

「新しい社会問題」が生まれたのは、「この労働 (travail) の集団性を通じて社会的統合 (intégration sociale) の形態がもはや訴求力を持たなくなった」からであるとされる。かつての社会的不適合は、労働の意欲・能力があるにもかかわらず、その活動と所得から排除されている層の問題が主であったが、今では、「エンプロイヤビリティ (employabilité) の欠如と結びつき、家族の絆 (liens familiaux) と基礎的連帯 (solidarité primaires) の相関的不安定化 (fragilisation corrélative) と常に共鳴しているある種の社会的不安定 (fragilité sociale) が増大」しており、それは、「個人と集団のもろさ」(vulnérabilité) ⁽²⁹⁾を生み出す複合的プロセスと関連している。こうした状況を前にして「(社会的) 参入」(insertion) 政策が展開されるのである。⁽³⁰⁾ここにも、「労働」や「経済」との結びつきを当然に含みつつも、より広い視野から「社会」と「社会問題」を捉えていく視座、すなわち「貧困」を「(社会的) 排除」の状態として把握し、それへの対処の基本的スタンスを「(社会的) 参入」ないし「迎え入れ」の問題としてとらえる視座が形成されている。「社会」概念の豊富化がこの視座を準備したものであるといえることができよう。

現代日本の社会・政治・法の状況を把握する際にも、このよう
な現代市民社会における「経済」・「社会」・「政治」・「国家」
・「法」の複雑な絡まり合いをとらえる視座、それらの何がどの
ように変容しつつあるのかということを問う視座が求められてい
る。

(3) 視点②—「統合」について

本稿のタイトルでは、現代日本における「社会的・政治的統合」
と銘打っている。このことの意義づけとして考えていることを、
とりわけ「統合」概念に即して明らかにしておきたい。

現代の社会的、政治的、法的諸装置やそれらのシステムを通じ
た支配は、民衆に対する「統合」を不可欠のものとする。現代に
おける「社会」の多面的な構造、あるいは「現代市民社会」の特
徴としての「公共圏」ないし「生活世界」としての「市民社会」
(吉田のいう「市民社会A」)のクローズアップは、これら「社会」
「公共圏」、「生活世界」、「市民社会」が、政治的・経済的・法的・
イデオロギー的・文化的支配に対する民衆の同意や自発的同調を
調達する「場」としての意義を有するという点において、「統合」
が繰り広げられる場、統合のメカニズムが埋め込まれた圏域であ

ることを浮き上がらせた。そのような「場」の形成は、資本主義
社会・国家の歴史的発展の一定の段階に応じたものとして把握さ
れる。

(ア) 「大衆社会」と「大衆社会統合」の概念

この点では、後藤道夫の「大衆社会」論と「大衆社会統合」の
概念が参照されるべきである。

後藤は、その近著の中で、「大衆社会」を次のように定義する。
「大衆社会とは、一部の名望家(古典的西欧市民社会の「市民」
を含む)だけではなく、貧しい労働者や商人、および地方の小農
民などからなる「大衆」が国民国家の公民としての資格をあたえ
られてその社会の実質的な成員となり、社会全体の経済的・政治
的・文化的状況も大衆の動向を媒介としてはじめて決まってくる、
そうした社会を指す」⁽³⁾。

上のように定義される後藤の「大衆社会」概念は、「大衆」の
支配への「統合」の方式という性格を同時に併せ持っている。す
なわち、大衆社会への移行は、「『支配』の方式という視点から
見れば、労働者をはじめとする大衆を、『富と教養』と政治的権
利が集まる『社会』の外部に排除しながら、法と暴力による支配
と宗教的恫喝とによって秩序を保つという、それまでの『直接支

「配」の方式から、大衆の『社会』参加を容認しながら、同時に社会秩序と支配層の支配・指導にたいする、彼らの大卒の『自発的同意』を調達して、支配を安定させる方式への重点移動⁽³²⁾とされる。それは、「これまでと同様に、『強制』の契機は不可欠であるものの、支配される民衆の『納得』と『同意』がより大きな役割をはたすようになる⁽³³⁾」こととされている。

このことから、後藤の「大衆社会統合」概念は、「社会」における装置を通じての民衆の支配に対する「納得」・「同意」の調達方式とその変化をとらえる概念として設定されており、このことは、後藤自身の次のような慎重な言い回しからも確認しうる。

「なお、『統合』という概念は、支配層の支配・ヘゲモニーに大衆が同意をあたえる、あるいはそれを受容する仕組みという視角から支配のあり方をみたものであり、支配・権力構造の全体を直接に網羅する概念ではない⁽³⁴⁾」(傍点は引用者)。

後藤のこうした慎重な留保は、それとして必要であろう。すなわち、合法的に創設・保有された国家の公的暴力を背景にした、あるいは現実を用いた政治的・法的権力によるいわゆる「直接支配」が前面に出る支配の方式と、市民「社会」の内部で影響力を行使するイデオロギー的・文化的統合力をも用いて行われる「強

制力のよろいをつけたヘゲモニー」(A・グラムシ)としての国家の支配とを識別することは、それ自体、重要なことであり、後者の支配の場合は、非「国家」的な、そして非「経済」市場的な(すなわち生産関係からは相対的に独自の)圏域で展開される政治的・文化的性格も帯びた「社会的」支配の構造に光を当てることになるからである。

しかし、本稿で用いる「社会的・政治的統合」という概念は、「国家」や「経済(市場)」と区別された「社会」における統合的支配に視点を絞らず(後藤の「大衆社会統合」概念が「絞っている」という趣旨ではない。念のため)、「国家」による権力的支配とも、また「市場」を通じた、あるいは「企業」内における「経済」的支配とも、相互浸透的な統合的支配のありようをとらえる概念として、使用する。

なぜ、このような概念を用いるのかは、次のような考慮に基づく。

第一は、「ヘゲモニー」概念の射程を広く取りたいという配慮である。「強制力のよろいをつけたヘゲモニー」というグラムシの国家把握は、「国家の強制力プラス市民社会のヘゲモニー」という平板な理解を意味するものではなからう。国家のもつ法的・

政治的権力を背景にして發揮される国家自身による「支配のイデオロギー」を形成し伝搬し普及する力能(国家のイデオロギー的力能)もまた「ヘゲモニー」概念のもとでこそ、よく捉えうるものである。国家の権力機構は、その点において、最大のイデオロギー装置である。⁽³⁵⁾ このことを踏まえるならば、「国家」を発信元とするイデオロギーの訴求力、すなわち同意調達力能と、それらを受け止め、加工して大衆を統合へとおもむかせる「社会」内の力、両者の関係、そのメカニズムをとらえる視点こそが必要かと思われる。

第二に、「納得」や「同意」に基づくとされる「統合」のメカニズムに埋め込まれた権力性、さらには暴力性をそれとして析出する必要があると思われるからである。「統合」は、いわば「包摂」と「排除」の総合であり、それは、常に支配的秩序、システムからの「排除」と「排除される者」の存在を前提とする。「福祉国家」型の「大衆社会統合」もまた、「国民国家」を「排他的な保護団体」とし、⁽³⁶⁾それが提供する「福祉」にしても、例えば、中欧などに多く見られる「保守主義型」(エスピン・アンデルセン)の福祉国家の場合であれば、受給者の社会職業的地位に応じた形の「排他的な」福祉サービスを提供する国家ないし社会が建

設されたのである。⁽³⁷⁾ すなわち、このコードでは把握されない者の存在が前提とされており、それらの人々は、この国家・社会にあつては「排除された存在」なのである。このような「排除」は、福祉国家が「国家」の「権力」を行使して福祉施策を「制度」化することから発生しているという点で、権力性を帯びている。あるいは、日本の場合であれば、高度成長期の「企業社会」統合における女性の(労働者として、あるいは主婦としての)存在形態と位置に、この「排除」の端的な例を確認できよう。この点は、後にまた触れたい。また、「納得」や「同意」に深く埋め込まれた「暴力」の契機(暴力)を内攻させるそのメカニズムも含めて)については、高度成長期の「企業社会」秩序が労働者(組合員)内の「少数派」に対する物理的・精神的「暴力」の行使をともなっていたことが端的に物語っており、さらに、この間のジェンダー論の業績が社会のさまざまな面に深く埋め込まれた「暴力性」として鋭くえぐり出しているものである。⁽³⁸⁾ 「ヘゲモニー」概念の深化は、この問題への配慮なしにはありえないと考えられる。私は、別稿で、「大衆社会統合」という言葉を次のように使用した。

「議会・官僚制・軍隊・地方自治などの統治機構を媒介とする

大衆民主主義的『政治』統合と社会団体を媒介とする市民社会内部で（の—を補っておく）大衆『社会』統合の両者を含む（現実には両者は相互に密接に関連している）もの」⁽³⁹⁾。

本稿における「社会的・政治的統合」の概念は、この理解をなお下敷きしている。

後藤は、「一九九〇年代前半にはじまった日本社会の大変動」を、「『日本型大衆社会』の収縮・再編成によるものと理解」⁽⁴⁰⁾するとしている。本稿のタイトルである「現代日本における政治的・社会的統合の変容」も、一九八〇年代に始まり、一九九〇年代に顕著となる日本の社会と国家の「大変動」を、一九六〇—七〇年代に形成された高度成長期型の「社会的・政治的統合」、すなわち民衆に対する支配の「形態」としての「包摂と排除」の「様式」、その内容とそのイデオロギーの組み替えとして把握することを意欲して掲げている。

(1) フランスにおける議論—「社会的排除」をめぐる

「社会的・政治的統合」を、民衆に対する「包摂」と「排除」のメカニズムとして把握することの意義を、再び、この間のフランスにおける事態の進展と議論の状況の中に確認してみたい。

フランスにおいては、一九八〇年代からこの方、「排除」

(exclusion) ないし「社会的排除」(exclusion sociale) 及び「排除された者」(exclu) に光を当てた仕事⁽⁴¹⁾が、とくに社会学、社会政策学を中心に花盛りの感がある。

この問題への切り込みの嚆矢は、一九七四年に出版され、一九八九年までに四版を重ねたルネ・ルノワール(一九七四年当時、社会活動省の大臣補佐官)の『排除された人々 (Des exclus) 一〇人に一人のフランス人』である。この場合の「排除された者」

として想定されているのは、身体的・精神的障害を持つ人、障害をもつ高齢者、アルコール中毒者、麻薬常習者、困難を抱えた青少年などであるので、「新しい貧困」とも関連して生まれた「社会的排除」の概念とは多少違った意味合いを有しているが、しかし、このようなハンディキャップを負う人々を「社会的不適応者 (inadaptés sociaux)」として把握して、それをフランスで約三〇〇万から四〇〇万と試算し、これに身体の虚弱・精神薄弱者を加えれば、人口の五分の一が「もう一つのフランス (autre France)」を形成しているとしたこの書の衝撃は大きかった⁽⁴¹⁾。こうした状況を対して、同書は、「私たちの社会は、発展しているのであろうか?」「世界で最も豊かな国の一つ(であるフランス—引用者)が、なぜ、それが包蔵する不適応と貧困の領域を消すま

でに至っていないのか?」と問うている。

一九八〇年代になると、このようなルノワールが提起した「なぜ」に対して、社会科学のメスが入れられるようになり、それを踏まえた対応施策が政府により展開されるようになる。この「科学のメス」を導いた概念が「新しい貧困 (nouvelle pauvreté)」と「社会的排除(exclusion sociale)」である。以下では、この二つの概念を、都留民子『フランスの貧困と社会保護』などによりながら明らかにする。

まず、「新しい貧困」について。フランスは、一九四五年から七〇年代半ばにかけて「栄光の三〇年」、すなわち高度経済成長のもと、失業率も低位な時代を経過する。戦後フランスの「福祉国家」体制は、この時期に形成された。この時代にあつては、「貧困 (pauprété) が社会的に大きな論議をよぶことはなかった。貧困とは特殊な人々の、残余的な状況とみられていた。貧困者とは産業社会の縁辺の人々 (marginaux)、または産業社会になじめない『排除された人々』(exclus) あるいは『第四階層・カールモンド (quart monde)』の人々と呼ばれていた」とされる。⁽⁴²⁾しかし、一九八〇年代になり失業率が上昇し、大量の長期失業者が生まれるようになると、従来からの「社会的不適応」の問題

(そのなかには移民の第二世代とその子どもなどの問題も含まれる)に加えて、「新しい貧困」が顕在化してくる。

セルジュ・ポীগム (Serge Pauzam) によれば、「新しい貧困」は、一九八〇年代に政治家、労働組合や団体の幹部などによって指摘され、マスコミにも論議されるようになった。「それは、集団的な不安 (malaise collectif)、社会的結合 (cohésion sociale) に影響を及ぼす深刻な危機」とされ、「ゲッター地域の暴力は、若者の『奴隸船』的状况 (galère des jeunes) と労働市場から長く遠ざけられた人々の社会的剥権状態 (disqualification sociale) を可視化させた」とされる。⁽⁴³⁾ここでは、長期の失業、そしてそもそも就業できない若者の増大(若者の未就労)が、「新しい貧困」の基調をなしていることが読みとれる。

また、マリーーアニック・バルト (Marie-Annick Barthe) による「新しい貧困」の説明は、次のようなものである。「貧困は、均質の事態ではなく、多様な形態をもち多面的なものである。それぞれの貧困者は、異なる経済的・社会的不安定(借金、失業、学修不足、健康状態など)を併せ持っている」。⁽⁴⁴⁾「新しい貧困 (nouvelle pauvreté) は、認知された地位にある労働者の周辺 (frange) に現れる。この人々の経済的・社会的な生活への参画は、

景気しだいである。というのも、恒常的で安定的な収入へのアクセスが不可能なこと（若者にとつての職業への参入の困難、あるいは単身女性の再就職の困難など）、あるいは生活習慣、収入の安定性や水準の悪化によって見込まれた収入からくる所得、財産、支払いに差し障りが生じること（消費や財産の取得のための借金の未払い、租税の滞納、低所得者住宅（H.L.M.）事務所への家賃の滞納、元金のない小切手の反復使用など）などを原因としているからである。このような生活水準の膨張は、労働契約の悪化によって生まれる。貧弱な職業教育（formation）、健康問題、離婚、家族の重荷などの社会的リスクが付加される⁽⁴⁶⁾。

「生活条件調査研究センター」（CREDOC）が一九九五年に「社会経済評議会」（Conseil économique et social）に提出した「重大な貧困」（La grande pauvreté）というタイトルの報告書によれば、この「重大貧困」を構成する層の典型的なパターンは、①単身のヤングアダルト（職に就けず、ホームレスないし不定住となったこの層は、あらゆる社会的関与やあらゆる資産から遠ざけられているとされる）、②社会的給付（「家族給付」や「参入最低限所得」など）以外の資産を持たない家族、③②と隣接する⁽⁴⁶⁾片親家族、であるとされている。

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法

これらの指摘から、フランスにおける一九八〇年代以降の「新しい貧困」の状況をうかがい知ることができよう。このような「新しい貧困」現象は、実は、戦後フランスの福祉国家の社会保障制度の欠陥、「穴」（trous）にも、その要因がある。しかし、この点については、別稿⁽⁴⁷⁾で検討したので、そちらを参照してほしい。

次に「社会的」排除⁽⁴⁸⁾について。このような「新しい貧困」現象も付加された今日の「重大な貧困」の状況を、フランスにおける社会学は「社会的」排除⁽⁴⁸⁾の概念によって把握した。

クリスティアン・グロ・ジャン（Christian Gros-Jean）とクローディーヌ・パデュウ（Claudine Padieu）は、その論文のなかで、「排除」を五段階に分けて分析している。すなわち、①リスク（risque）——子ども時代の困難（重大な家庭的困難、貧困、施設への入所、犯罪、劣悪な居住環境、学業破綻）、精神疾患、学修不足や学業破綻、外国からの移住など（これらのハンディキャップは、「排除」の決定的要因ではないが、確実に影響を与える要素ではあるとされる）、②脅威（menace）——「排除」の一形態である。高齢の商業労働者、転職にさらされる製造業の労働者、相続財産のない高齢の小農民、片親家族や独居者、家を離れて働くこ

とが困難な者など、③不安定化 (désabilisation) — 解雇、強制退去、重い借金、離婚、疾病、刑罰など、④停滯 (entsement) — 長期の失業、家族の破綻などによる社会的絆の未修復、⑤重大な排除 (grande exclusion) — 雇用、住居、家庭の三つの社会的絆の断裂の重積などが、それであるとされる。⁽⁴⁸⁾

このような状況は、「貧困」という概念では、必ずしもつかまえない。そこで「人間生活の諸領域における不安定化を視野に入れるためには、『貧困』ではなく、広い概念の『排除』(exclusion) が使用されるようになったのである」とされる。「排除」とは、都留民子によれば、「マクロ社会の位相では、『社会的結合 (cohésion sociale)』が欠如している状況であり、個々人のレベルでの現象としては『参入』(insertion) と『統合』(intégration) の欠如の結果である」とされ、また、「かつてのように、固定した『排除』ではなく、元気な青年・成人たちをつかみ、失業または不安定雇用を出発点として、生活の不安定化、住宅状況や健康の弱体化、社会的地位の劣化・低下、さらには家族関係や私的援助、社会的紐帯の切断、そして社会(人間の社会的)そのものから脱落という全過程を把握する概念である」ともされている。⁽⁵¹⁾

「排除」とは、職場(労働)、家族、地域などを通じて、社会

的絆ないし社会的結合を形成することが困難な状態、それを困難にしていく過程を指し、それゆえに、それは社会的「統合」の欠如した状態として把握されている。かくして「統合」は、「包摂」ないし「参入」と「排除」の総合、その全体構造として把握されるものである。

フランスでは、長期の大量失業、とりわけ若者や片親世帯の生活困窮、要介護高齢者問題などに現れるこのような「社会的排除」に対応するために、福祉国家の「再定義」に迫られている。その状況の素描は、別稿でしておいたので参照を願うが、この「再定義」が、「(社会的)参入(insertion)」、「国民的連帯(solidarité nationale)」、「友愛」(fraternité)原理の再生などを政策理念として展開されつつあることだけを、ここでは指摘しておくたい。

フランスにおける「(社会的)排除」概念が語られている文脈は、本稿における私の「社会的・政治的統合」のシエーマとそのまま重なるわけではない。しかし、社会秩序への民衆の「統合」の問題を、「排除」の側から光を当てる視座は有効であると思われる。「統合」は「排除」を生み、そして、「排除」の昂進ないし「排除される者」の増大は、あらたな「参入」政策という形をとっ

た)「統合」様式を生み出す(生み出さざるをえなくなる)。そこには、「統合」様式の変容が確認される。また、「排除」は、「社会」の問題であると同時に、(福祉や労働をめぐる)国家・法制度による規定を受けて現出している。このことも、民衆の「統合」問題を「社会的統合」と「政治的・法的統合」との連結、重畳、交錯の関係のなかで問う必要を教えており、貴重である。

(未完)

- (1) 原田泰『日本の失われた十年』(日本経済新聞社・一九九九年)。
- (2) 同上 ii—iv頁。
- (3) とりあえず次を参照、日刊工業新聞特別取材班『経済戦略会議 樋口レポート』(日刊工業新聞社・一九九九年)、竹中平蔵『経世済民』(ダイヤモンド社・一九九九年)。
- (4) 山口定・神野直彦編著『二〇二五年日本の構想』(岩波書店・二〇〇〇年) iv頁。
- (5) 金子勝「グローバル化—経済問題の位相」同上書所 収八九頁以下参照。
- (6) 二〇〇〇年の民科法律部会春期合宿で、吉村良一が「九〇年

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法

代」論についての詳細な分析をおこなった。「九〇年代」論としてより早い時期のかつより体系的な業績としては、渡辺治＋後藤道夫編『講座現代日本』全四巻(大月書店・一九九六—七九年)がある。

- (7) 私自身のとりあえずの認識は、以下で示しておいた。小沢『現代日本の法—「改革」を問う』(法律文化社・二〇〇〇年)。
- (8) 「シンポジウム グローバリゼーションと日本国家」法の科学二七号(一九九八年)、「シンポジウム 日本『社会』と法の『大変動』」法の科学三二号(二〇〇一年)参照。
- (9) このことは、例えば、次のような事例を指摘することで理解されよう。国境を跨いで活動する「トランスナショナル」な多国籍企業は、その本国の軍事的・政治的・経済的力を背景にした通商政策に依拠し、進出先の国家から便益を引き出す。主権国家の力を大きく縮減させて進行する金融のグローバル化は、歴とした一主権国家であるアメリカの「スタンダード」の世界大化という側面を持ち、それによる国際金融の不安定化に対処するためには、主権国家間の協調、国際的合意による規制が必要とされる。労働力の国際的移動は、経済のグローバル化に伴って増大しているが、そうであるからこそ各国は主権国家の

一九九

国境管理原則に固執しこれを手放そうとはしない。以上については、小沢「改憲と『改革』の底流と憲法学の課題」憲法理論研究会編『転換期における立憲主義とデモクラシー』(敬文堂・近刊予定)を参照のこと。なお、以下も参照、森英樹「自由・安全・自治」で読み解く憲法構造の転換と国際的文脈」憲法問題二二号(二〇〇一年)、同「グローバル化」変動と憲法」法律時報七三巻六号(二〇〇一年五月)宮井雅明「国際経済の変動と憲法原理」法律時報七三巻六号、関下稔・永田秀樹・中川涼司「クリティーク国際関係学」(東信堂・二〇〇一年)、松井芳郎「国際法から世界を見る」(東信堂・二〇〇一年)七五頁以下。

(10) 笹倉秀夫「民科法律部会五〇年の理論的総括—現代法論を素材にして」法の科学二六号(一九九七年)一〇頁。なお、笹倉は、この論文で、「国家」、「政治」のとらえ方についても重要な指摘をしている。ここでは、前田達男による「支配者が譲歩によって作った法制度が力関係によっては人民的に働くこと」の指摘、藤田勇による国家と法のゲネシス論の展開のなかでの「政治的関係」と「政治的意識」の分析の重要性の提起、さらには、室井力による現代国家における「公共性」をめぐる議論

などの成果を踏まえて、「現代国家は、抑圧・公安的作用や資本蓄積のための経済的・財政的作用ばかりでなく、資本蓄積活動の抑制作用、自由擁護作用、福祉・文化推進作用などを発揮しうるようになることが否定できない」とする(二一—二二頁)。そして、「そうした人民的機能を現代国家がもつに至る社会的基盤」として、①「社会的諸力の関係としての政治」も国家の機能の動因となること、その際の政治は「市民社会における多様な人的関係の動態に関わるものでもあること」、②官僚制化の進行による「官僚の、したがって国家の、相対的自律性」の高まり、③「民主主義や基本的人権、公平な裁判、市民的な行政(行政の公益性・公共性)」などの原理が、「状況によっては人民の利益にかなった働きをもする」ことなどが、挙げられている(二二—二三頁)。総じて、ここでは、「階級闘争の道具としての国家・法」という単純な見方を越える視座をもって、「国家」、「政治」、「法」を分析する方法が提示されている。

(11) 吉田克己『現代市民社会と民法学』(日本評論社・一九九九年)一〇七頁以下参照。

(12) 同上二〇八頁参照。

(13) 同上二〇九頁。

(14) 同上三頁。

(15) 同上二三七頁。

(16) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会・一九九四年) 参照。

(17) 加藤智章『医療保険と年金保険 フランス社会保障制度における自律と平等』(北海道大学図書刊行会・一九九五年) 参照。

(18) 小沢「フランスにおける福祉国家の『再定義』」北野弘久先生古稀記念論文集刊行会編『納税者権利論の展開』(勁草書房・二〇〇一年) 参照。

(19) フランスの「デモ・スト社会」としての様相については、とりあえず以下参照、山本三春『グリ、とまむきグランポー』(本の泉社・二〇〇〇年)、稲葉奈々子「社会運動と社会的カテゴリーの形成」現代思想二八巻六号(二〇〇〇年)、ロリン・コバヤシ「ラルザック農民」『悪食』への闘い「世界六八〇号」(二〇〇〇年一〇月)。また、こうした社会構造に規定されたフランスの労働関係、労働法のありようについては、とりあえず以下参照、大和田政太『フランス労働法の研究』(法律文化社・一九九五年)、松村文人『現代フランスの労使関係』(シネルヴァ書房・二〇〇〇年)。なお、フランスにおける最近の労働運

現代日本における社会的・政治的統合の変容と法

動(失業者の運動も含む)については、以下参照、クリストフ・アキトン、ダニエル・ベンサイト(湯川順夫訳)『フランス社会運動の再生』(つげ書房新社・二〇〇一年)。

(20) ピエール・フルデニー(加藤晴久訳)『市場独裁主義批判』(藤原書店・二〇〇〇年) 五九一―六〇頁。

(21) V・フォレストル(堀江ゆかり・岩澤雅利訳)『経済の恐怖』(光文社・一九九八年) 参照。

(22) 柴山健太郎編著『グローバル経済と「T革命」』(社会評論社・二〇〇〇年) 一九〇頁、一九九頁参照。

(23) Philippe Auvergnon et al., *L'État à l'épreuve du social*, Éditions Syllepse, 1998.

(24) Dominique Méda, *Redéfinir les rapports entre l'État et le social*, dans *L'État à l'épreuve du social*, p.54.

(25) *Ibid.*, p.65.

(26) Jacques COMMAILLE, À propos du livre de Michel BORGETTO et Robert LAFORE *La République social. Contribution à l'étude de la question démocratique en France*, *Droit social*, N° 12 Décembre 2000, p.1128.

(27) Michel BORGETTO et Robert LAFORE *La République*

- social. Contribution à l'étude de la question démocratique en France. PUF, 2000, p.13.
- (28) Ibid., p345.
- (29) Ibid., pp345-6.
- (30) 都留民子『フランスの貧困と社会保護』(法律文化社・二〇〇〇年)、および小沢前掲「フランスにおける福祉国家の『再定義』」参照。
- (31) 後藤道夫『収縮する日本型〈大衆社会〉』(旬報社・二〇〇一年)一六七頁。かかる「大衆社会」が最初に現出したのは、一九世紀第IV四半期のヨーロッパであるとされる(同上二七一頁以下参照)。私も、この「大衆社会」状況を意識しながら、フランスを中心に議会制の(転換)状況を分析したことがある。以下参照、小沢『予算議決権の研究』(弘文堂・一九九五年)、同「議会中心主義」の歴史的位置―仏・英・独議会制の近接比較分析の一視角」比較憲法史研究会編『憲法の歴史と比較』(日本評論社・一九九八年)。
- (32) 後藤同上書一七四―一七五頁。
- (33) 同上二七五頁。
- (34) 同上。
- (35) この点については、とりあえず以下参照、渡辺治「現代警察とそのイデオロギー」『講座 現代資本主義国家Ⅱ 現代日本の国家構造』(大月書店・一九八〇年)、上野俊樹「アルチュセールとプーランツァス」(新日本出版社・一九九一年)一六五頁以下。私も、以前、「議会は、選挙―審議―立法という過程を通じて民衆に対して、すぐれて強力な『ヘゲモニー機関』として立ち現れる」という視角から、「ヘゲモニー装置としての議会」に着目し、フランス第三共和制の「議会中心主義」体制の下における「議会」議員の「ヘゲモニー」について分析したことがある。この点については、小沢前掲『予算議決権の研究』、とりわけ一三頁以下を参照。
- (36) 広渡清吾「グローバリゼーションと日本国家」法の科学二七号(一九九八年)一四頁。
- (37) G・エスピノーアンデルセン(岡沢憲芙・宮本太郎監訳)『福祉資本主義の三つの世界』(ミネルヴァ書房・二〇〇一年)、同(渡辺雅男・渡辺景子訳)『ポスト工業経済の社会的基礎』(桜井書店・二〇〇〇年)参照。
- (38) 枚挙にいとまがないが、とりあえず以下参照、中本ミヨ「ざれど忘れえぬ日々 日産自動車の男女差別を撤廃させた二二年

のたたかい』(かのう書房・一九九六年)、渡辺和子編著『女性・暴力・人権』(学陽書房・一九九四年)、若尾典子『闇の中の女性の身体』(学陽書房・一九九七年)。

(39) 小沢前掲『議會中心主義』の歴史的位位置』四九頁。

(40) 後藤前掲書三二—四頁。

(41) Cf., René Lenoir, *Les exclus un Français sur dix*, Seuil, 4^eed., 1989. *le "exclu" 同書における「社会的不適応者」には「困難を抱えた若年者 (jeunes en difficulté)」「家族的需要の援助を受けられないシングル・ペアレント」なども含まれているから、同書の「排除」概念は「貧困」問題と無関係ではない。ルノワール自身「貧困の図と不適応の図は、しばしば互いに交わる」としている。ibid., p.14.*

(42) 都留民平前掲『フランスの貧困と社会保護』一一頁。

(43) Serge paugam, *La société française et ses pauvres*, PUF, 1993, p.65.

(44) Marie-Annick Barthe, *Les formes de la pauvreté dans la société française*, Revue française des affaires sociales, 41^eAnnée, N° 2, 1987, p.116.

(45) Ibid., p.118.

(46) Cf., Conseil économique et social, *La grande pauvreté*, Direction des journaux officiels, 1995, p.263.

(47) 小沢前掲『フランスにおける福祉国家の「再定義」』。なお、以下も参照のこと。都留前掲書三四頁以下。

(48) Cf., Christian Gros-Jean et Claudine Padiou, *Les exclus*, R.F.A.S., 49^eAnnée, N°2-3, 1995, p.25.

(49) 都留前掲書五四頁。シロ・ジャンとパティオは「貧困」と「排除」の違いを次のような象徴的な言い回しで説明している。「貧困の観念と排除の観念は、常に同じ性格ではない現象として参照される。排除なき貧困の状態(例えば学生、宗教家、召集兵)を語ることで、貧困なき排除(手当を受けて職を探している高齢の失業者、非自発的な早期退職者)を語ることは、*le "exclu"*。op.cit.C.Gros-Jean et C.Padiou, p.12.

(50) 都留前掲書五五頁。

(51) 同上書八四頁。

(52) 小沢前掲『フランスにおける福祉国家の「再定義」』同「憲法と憲法学における『社会的なるもの』—フランス憲法原理としての『友愛』・『連帯』の現在」法律時報三三卷六号(二〇〇一年五月号)参照。

